****

一般財団法人大阪府人権協会

〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL：06-6581-8613　FAX：06-6581-8614

Eメール： info@jinken-osaka.jp

　　　　大阪府委託事業

　　　　（実施団体：一般財団法人大阪府人権協会）

**令和3（2021）年度　大阪府人権総合講座　総合案内（後期）**

**オンライン方式（一部科目は対面・集合型で実施します）**

**１　目　　的**

　人権教育・啓発や人権相談に携わる方に必要な知識やスキル等を経験に応じて習得できる講座を、年間を通じて開催します。これにより、人権尊重の社会づくりを推進するために必要な人材を幅広く養成します。

**２　概　　要**

1. 人権啓発や人権相談の現場で活躍する方を想定し、前期・後期あわせ8つの人材養成コースと幅広く人権問題が学べる人権問題科目群を設定しています。
2. 受講される方のニーズや職務経験、スキル等を踏まえて、段階別に実施します。
3. 今年度（後期）は、新型コロナウイルス感染対策のため、オンライン方式（Zoom使用）で実施します。ただし、演習形式で行う一部のコースについては、対面・集合型で実施（※）します（下記のコースの構成参照）。
	* 新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、オンライン方式での実施に切り替える場合があります。
4. 対象者は、大阪府内に在住・在勤で、大阪府、市町村、NPO団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる、オンライン（Zoom使用)での受講が可能な方です。
5. 人材養成コースも含めて1科目から受講する「科目選択受講」が可能です。

コースの構成

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | 科目数 | 定員 | 修了認定 | 開催方式 |
| 前期 | 人材養成コース | ①人権担当者入門コース | 7 | 40 | - | オンライン |
| ②人権ファシリテーター養成コース | 12 | 20 | あり |
| ③人権啓発企画担当者養成コース | 11 | 20 | あり |
| ④人権相談員養成コース | 12 | 50 | あり（※1） |
| 科目選択 | 人権問題科目群 | 28 | 60 | （※1） |
| 後期 | 人材養成コース | ⑤人権ファシリテータースキルアップコース | 6 | 20 | - | 対面・集合型 |
| ⑥人権コーディネータースキルアップコース | 4 | 20 | - | オンライン |
| ⑦人権相談員スキルアップコース | 12 | 30 | あり（※2） | 対面・集合型 |
| ⑧人権相談員専門コース | 12 | 30 | - | 対面・集合型 |
| 科目選択 | 人権問題科目群 | 16 | 40 | （※2） | オンライン |

（※1）〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、人権問題科目群（前期・28科目全て）の履修が必要です。

**（※2）〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受けるには、人権問題科目群（後期・16科目全て）の履修が必要です。**

**３　内　　容**

1. **人材養成コース**

　各コースの詳細については、別ページのコース案内をご覧ください。

* + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能です。

⑤ 人権ファシリテータースキルアップコース　**※対面・集合型で実施**

　　人権啓発の取組みをさらに推進するために、職場・学校・地域等で人権学習・人権研修を参加体験型で進めるファシリテーターとしての視点・行動・スキル等の向上をめざすコースです。

⑥ 人権コーディネータースキルアップコース　**※オンライン方式で実施**

人権に関する担当者が、人権関連事業の業務のコーディネートやマネジメントに関わる視点・行動・スキル等の向上をめざすコースです。

⑦ 人権相談員スキルアップコース　**※対面・集合型で実施**

相談業務経験が概ね1年以上の相談員を対象に、人権問題解決のために必要な視点とともに、相談援助技術を向上させるコースです。

* + 〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受けるには、人権問題科目群（後期・16科目全て）の履修が必要です。

⑧ 人権相談員専門コース　**※対面・集合型で実施**

相談業務経験が概ね3年以上の相談員を対象に、人権問題解決のために、課題を多面的に捉えるスキルや他機関とのネットワーク形成等について学び、相談援助技術をさらに向上させるコースです。

1. **人権問題科目群　※オンライン方式で実施**

様々な人権問題を幅広く学ぶことができる科目です。自由に選択して受講が可能です。

**４　実施期間**　令和3（2021）年12月27日（月）～令和4（2022）年2月16日（水）

**５　主　　催**　大阪府（実施団体：一般財団法人大阪府人権協会）

**６　受　　講**

1. 〈人権コーディネータースキルアップコース〉と人権問題科目群は、オンライン（Zoom使用）で実施します。
	* パソコン、スマートフォン、タブレット等の端末でオンライン（Zoom使用）での学習環境が必要です。各自で学習できる場所、機材等を確保してください。なお、正常に動作するか、必ず事前に接続テストを実施してください。（P.8参照）
	* 「演習」形式の科目はマイク・カメラ機能が必要です。「講義」形式の科目はマイク・カメラ機能がなくても受講可能ですが、その場合、発言や質問はできません。
	* Zoomのアプリがなくても、インターネットで動画を閲覧できる環境があれば基本的に受講は可能です。詳細は、受講者に配布するオンライン講座実施要領を確認してください。
2. 〈人権ファシリテータースキルアップコース〉、〈人権相談員スキルアップコース〉、〈人権相談員専門コース〉は、対面・集合型で実施します（※）。以下の会場へお越しください。
	* 新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、オンライン方式での実施に切り替える場合があります。



**○会場：**HRCビル（AIAIおおさか）4階「第1研修室」

〒552-0001大阪市港区波除4-1-37

**○最寄り駅：**JR／Osaka Metro「弁天町」駅より

北東へ約600m

　　　　　　 ① JR大阪環状線「弁天町」駅北口より

※エレベーターは南口のみ設置

　　　　　　 ② Osaka Metro「弁天町」駅4番出口

　　　　　　　　※エレベーターあり

**７　受 講 料**　無料

* + 但し、インターネット等の通信料、各科目で使用する資料（Eメールで送付するPDF等）の印刷、会場までの交通費等、受講にかかる費用は受講者の負担になります。
	+ インターネット接続は、固定回線（光回線・ケーブルテレビ等）や通信容量無制限の Wi-fi環境（モバイル Wi-fi や固定回線＋Wi-fiルータ）をお勧めします。

**８　受講申込方法**

1. 受講申込書は一般財団法人大阪府人権協会のホームページ（新着情報→【大阪府委託】令和3（2021）年度　大阪府人権総合講座（後期）を開催します）からダウンロードしてください。

　　<http://www.jinken-osaka.jp/2021/11/32021_1.html>

1. 必要事項を記入の上、Eメールでお申し込みください。　Eメールアドレス： info@jinken-osaka.jp

**9　申込期限**　令和3（2021）年12月15日（水）正午 必着

**10　受講者の決定**

　受講希望者が定員を超えた場合、

1. 人材養成コースは、コース内の科目の一部を選択して受講される方よりもコース全科目の受講者を優先します。また、コース全科目の受講者においても、府及び市町村において人権教育・啓発や人権相談の業務等に従事する方を優先します。
2. 人権問題科目群は、〈人権相談員スキルアップコース〉の受講決定者で、修了認定を希望される方を優先します。
3. 上記①②によってもなお定員を上回る場合は、抽選にて決定します。

**11　受講通知**

1. 受講の可否については、12月20日（月）以降に当協会からEメールで通知いたします。
2. 受講決定後にやむを得ず受講を辞退される場合は、速やかに当協会に連絡してください。
3. 受講決定者には別途、「受講にあたっての諸注意」と、「オンライン講座実施要領」を配布します。

**12　履　　修**

1. オンライン実施科目、対面・集合型実施科目とも、出席（受講）および受講レポートの提出をもって「履修」となります。オンラインでの出席（受講）は、接続状況により確認します。
2. オンラインで実施する科目については、受講にかかわる情報（Zoomミーティングの入室情報や配布資料に関する情報等）を各実施日の1週間前に当該科目の受講決定者にEメールで送信します。
3. 受講・履修の詳細は、受講が決定した方に別途お知らせします。

**13　修了認定・修了証書の交付**

1. 後期において修了認定を行うコースは、〈人権相談員スキルアップコース〉のみです。2年間（令和3～4年度）での受講も可能です。（次年度申込要）
2. 〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定には以下の科目の履修が必要です。

|  |
| --- |
| 全28科目：〈人権相談員スキルアップコース〉の全12科目と人権問題科目群（後期）全16科目 |

1. 次の①及び②の要件を満たし、かつ、「人権総合講座企画委員会」において修了認定を受けたコース受講者には、大阪府知事名の修了証書を交付します。修了証書の再交付はできません。
2. 修了認定に必要な全科目（上記（2）を参照）を履修すること。
	* 「講義」形式で行う人権問題科目群の科目については、やむを得ず欠席した場合、「特別レポート」（500字以上）を提出することで履修に代えることができます（後期16科目のうち3科目まで）。
	* 演習科目については、理由に関わらず、欠席した場合は履修したことにはなりません。
3. 提示された課題（①の要件を満たす該当者のみに提示します）についての「修了レポート」(800字以上)を期日までに作成・提出すること。

**14　科目履修証明書の交付**

　上記13の修了証書の交付対象者以外の方（例：修了認定を行わないコースの受講者や科目選択受講者、修了認定を行うコースの未修了者や修了認定を受けない受講者）で、科目履修証明書の交付を希望される方は、期日（後期講座の最終日）までに指定用紙により申請してください。履修の確認ができた科目について、科目履修証明書を交付します。

* + 科目履修証明書は、当協会代表理事名で交付します。

**15　その他**

1. Zoomミーティング情報や配布資料は受講者のみ利用できます。複製や拡散等の2次使用は厳禁とします。
2. 講義内容を録音・録画・キャプチャー（コンピューターへのデータ取り込みやディスプレイ上に表示されている画像データをファイルとして保存すること等）することや、SNSなどへのアップ等の2次使用も厳禁とします。
3. 上記を発見した場合、事務局は廃棄・削除の要求、及び受講の取り消しができることとします。
4. 受講の申し込み、受講者への連絡、オンライン実施科目での受講レポートの提出等は原則としてEメールを使用します。
5. 受講申込書に記入いただいた個人情報は、本講座の運営のためにのみ使用することとし、適正に管理します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|

|  |
| --- |
| ◆人権ファシリテータースキルアップコース◆ |

　人権の学びが、研修・学習参加者の日常における気づきや人権尊重の行動につながるよう、人権ファシリテーターとしての視点・行動・スキルの向上をめざすコースです。参加体験型学習をより良いものにしたいと考えておられる方は、ぜひご参加ください。　講師から学ぶとともに、受講者相互の学びあいによって、より多くの気づきが生まれます。■実施日時：1. 令和4（2022）年1月19日（水） 9:30～16:45

「わたし」の立ち位置を考える差別を読み解き、主体的な行動につなげる学びの場づくりのために ①～⑥■対象：ファシリテーターとしての講師（実践）経験がある方、人権ファシリテーター養成コース（前期）の修了（受講）者等■定員：20名■内容：全6科目（講師・科目名等はP.6をご確認ください）　差別・人権問題は個人間で生じる問題と捉えられがちですが、実際には私たちが生きるこの社会のあり方、社会のなかでの力関係（権力関係）に起因します。誰のどんな権利が保障されているか、いないか。どんな属性が有利な立場か不利な立場か。自分が「あたりまえ」と思っていることは、すべての人に共通なのか、一部の人だけなのか。　差別のあるこの社会を変えていくためには、社会の構造と、そのなかでの自分の立ち位置を理解すること、そのうえでどんな社会を目指すか、自分になにができるかを考えていかなくてはなりません。　差別についての捉え方を改めて整理し、人権ファシリテーターに必要な視点や姿勢等について学びます。* + 全て演習科目です。
	+ 本コースは対面・集合型で実施します（会場：HRCビル）。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、実施方法・内容を変更する場合があります。その際は、受講予定者に個別に連絡いたします。
	+ 本コースは、①～⑥を通して受講してください。
 |

|  |
| --- |
| ◆人権コーディネータースキルアップコース◆ |

　人権に関連する担当者が、人権関連事業の業務のコーディネートやマネジメントに関わる視点・行動・スキルの向上をめざします。　人権施策をすすめるために各事業や各部署などで組織のマネジメント等に取り組む方にお勧めのコースです。■実施日時：1. 令和4（2022）年1月28日（金） 13:00～17:15

人権行政推進のために①②効果的な啓発のために①②■対象：人権に関する各種事業実施に取り組む方、管理的業務を行う方等* + 行政職員に焦点をあてた内容ですが、企業、NPO等、行政以外の方の受講も可能です。

■定員：20名■内容：全4科目（講師・科目名等はP.6をご確認ください）　人権課題の解決のために、人権施策の企画・実施と効果的な啓発という2つの観点からアプローチします。　前半は、人権問題・社会問題に関する各種の社会調査の手法やデータを読み解き、そこから適切・的確な施策・事業の実施へとつなげるために必要な視点やスキルを学びます。　後半は、より効果的な人権啓発の視点を得るため、社会の主流・多数派の側が持つ無自覚な特権や、それを背景として生じる社会の不平等なあり方と、それらを克服するための行動について考えます。* + 全て演習科目です。
	+ 本コースはオンライン方式で実施します。受講にはマイク・カメラ機能が必要になります。
	+ コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、各科目とも①②を通して受講してください。
 |
|

|  |
| --- |
| ◆人権問題科目群◆ |

　いろいろな人権問題を幅広く学びたい方が、深めたい課題や学んでみたい内容に応じて、受講する科目を1科目から自由に選択することが可能な科目群です。職場、地域等において多様化する今日の人権問題を学び、人権が尊重される社会をめざしましょう。* + 〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受けるには、人権問題科目群（後期・16科目全て）の履修（申込要）が必要です。
	+ 人権問題科目群は全て「講義」形式のため、マイク・カメラ機能がなくても受講は可能ですが、その場合、発言や質問はできません。

P.5下段につづく→　 |
|

|  |
| --- |
| ◆人権相談員スキルアップコース◆ |

　相談者の悩みや相談にいたる背景を理解するとともに、相談・面接のスキルの向上をめざします。また、新しい人権課題や法律・制度についても学ぶことができます。相談員としてスキルアップをしたい方にお勧めのコースです。　講師から学ぶとともに、受講者相互の学びあいから、多角的な捉え方やスキルが習得できます。* + 〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受けるには、人権問題科目群（後期・16科目全て）の履修（申込要）が必要です。

■実施日時1. 令和3（2021）年12月27日（月） 9:30～16:45

相談・対人援助の理論①～③面接相談・電話相談①～③1. 令和4（2022）年1月21日（金）9:30～16:45

相談記録について①～③SNS・オンライン相談①～③■対象：相談業務経験が概ね1年以上の方、人権相談員養成コース（前期）の修了（受講）者等■定員：30名■内容：全12科目（講師・科目名等はP.6をご確認ください）　相談や対人援助に必要な理論とともに、面接・電話・SNSなどを通じた相談の技術・手法と、適切な記録の取り方など、相談から人権課題の解決に至るプロセスを具体的に学ぶことで、相談員としてのスキルの向上をめざします。* + 全て演習科目です。
	+ 本コースは対面・集合型で実施します（会場：HRCビル）。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、オンライン方式での実施に切り替える場合があります。その場合、受講にはマイク・カメラ機能が必要になります。
	+ コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、各科目とも①～③を通して受講してください。
 |

|  |
| --- |
| ◆人権相談員専門コース◆ |

　人権問題解決のために、課題を多面的に捉えるスキルや他機関とのネットワーク形成等について学び、より専門的な視点から、相談援助技術をさらに向上させるコースです。　講師から学ぶとともに、受講者相互の学びあいから、多角的な捉え方やスキルが習得できます。また、受講者同士の交流を通じた、ネットワーク形成のきっかけの場にもなります。■実施日時1. 令和4（2022）年1月7日（金） 9:30～16:45

事例検討Ⅰ①～③事例検討Ⅱ①～③1. 令和4（2022）1月25日（火） 9:30～16:45

ケース会議①～③相談員のメンタルヘルス①～③■対象：相談業務経験が概ね3年以上の方、主任相談員、管理者、人権相談員養成コースおよび人権相談員スキルアップコースの修了（受講）者等■定員：30名■内容：全12科目（講師・科目名等はP.6をご確認ください）　一機関だけでは解決が困難な相談・援助事例や、地域を基盤としたケース会議のあり方などの検討を通して、相談者の置かれている個人的な環境だけでなく、地域社会や社会構造など、複数のシステムに働きかける視点と技術を学びます。* + 全て演習科目です。
	+ 本コースは対面・集合型で実施します（会場：HRCビル）。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、オンライン方式での実施に切り替える場合があります。その場合、受講にはマイク・カメラ機能が必要になります。
	+ コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、各科目とも①～③を通して受講してください。
 |
| →P.4下段よりつづき■実施日時：2月1日（火）、2月4日（金）、2月10日（木）、2月16日（水）【1限】9:30～11:00、【2限】11:15～12:45、【3限】13:30～15:00、【4限】15:15～16:45■対象：どなたでも（人権相談員スキルアップコースの修了認定を受けるには全科目の履修が必須です）■定員：各科目40名■内容：全16科目（講師・科目名等はP.7をご確認ください）女性、子ども、高齢者、障がい者等に関わる制度・法律や、人権課題の解決に向けた様々な取り組みなど、多様化する今日の人権問題について、幅広く学ぶことができます。* + 講師の都合等により録画映像で実施する場合があります。
 |

令和3（2021）年度　大阪府人権総合講座（後期）　**【人材養成コース】**カリキュラム

■複数のコース、コースと人権問題科目、コース内の科目の一部を選択して受講するなど、自由に選択が可能です。

■〈人権ファシリテータースキルアップコース〉、〈人権相談員スキルアップコース〉、〈人権相談員専門コース〉は対面・集合型

で実施します（会場：HRCビル）。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、オンライン方式での実施に切り

替える場合があります。その場合、受講にはマイク・カメラ機能が必要になります。

受講にはマイク・カメラ機能が必要になります。



* 〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受けるには、〈人権相談員スキルアップコース〉と併せて人権問題科目群（後期・16科目全て）の履修（申込）も必要です。（P.7参照）

令和3（2021）年度　大阪府人権総合講座（後期）　**【人権問題科目群】**カリキュラム

■1科目から選択が可能です

* 〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受けるには、〈人権相談員スキルアップコース〉と併せて人権問題科目群（後期・16科目）の全科目の履修が必要です。
* 【人権問題科目群】は全て「講義」形式のため、カメラ・マイク機能がなくても受講は可能ですが、その場合、発言や質問はできません。
* 講師の都合等により録画映像で実施する場合があります。



■受講の流れ



受講申込書は一般財団法人大阪府人権協会のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.jinken-osaka.jp/2021/11/32021_1.html>

令和3（2021）年12月27日（月）12時50分より、大阪府人権擁護士に関するガイダンスを行います。

≪大阪府人権擁護士資格取得についてのお知らせ≫

　大阪府人権擁護士の資格取得には、前期〈人権相談員養成コース〉の修了と、後期開講の**〈人権相談員スキルアップコース〉の修了**（人権相談員養成コースと人権問題科目群（前期）の全科目の履修）及び**〈人権相談員専門コース〉の全科目の履修**が必要です。

詳しくは、大阪府人権局人権擁護課のＨＰをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/yougosi/index.html>

* 大阪府人権擁護士に関するお問い合わせ先：大阪府人権局人権擁護課

TEL：06-6210-9283　　FAX：06-6210-9286　　Eメール： jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

≪オンライン（Zoom）について≫

・受講者各自が、最新のコンピュータウイルス対策等がなされている機器を使用して受講してください。

・当協会は受講によるコンピュータウイルス感染や第三者の妨害等行為など、不可抗力によって生じた損害等に一切の責任を負いませんのでご了承ください。

・事前に必ず、下記URLにてZoomミーティングシステムの接続テストを実施の上、お申し込みください。

* Zoomミーティング接続テストURL： <http://zoom.us/test>

・Zoom利用にあたっての操作方法等の問い合わせ対応やサポートはできませんのでご了承ください。

* Zoom及びZoom（ロゴ）は、Zoom Video Communications, Inc.が提供するシステムです。

問い合わせ・受講申込み先

一般財団法人大阪府人権協会　　担当：本郷（ほんごう）

〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL：06-6581-8613　　FAX：06-6581-8614

Eメール： info@jinken-osaka.jp